

平成 23 年 6 月 1 日

各 位

上場会社名 株式会社 伊藤園
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 本庄 大介
(コード 2593 東証第一部)
問い合わせ先 広報部長 佐藤 郁尚
電話番号 03-5371-7197

当社の取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 1 日に開催いたしました取締役会におきまして、当社の取締役に対して割り当てる業績連動株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容に関する議案を、平成 23 年 7 月 26 日開催予定の当社第 46 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案の理由

当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことにより、当社の取締役の当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を 1 株あたり 1 円に設定した新株予約権を業績連動株式報酬型ストックオプションとして割り当てます。

既に当社では、平成 18 年 7 月 27 日開催の第 41 回定時株主総会において、従前の取締役報酬額とは別枠で、年額 50 百万円を上限とした取締役の報酬等の額の設定及び業績連動株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することにつきご承認いただき、同年 11 月に割り当てを行っておりますが、今般、取締役に対して業績連動型ストックオプションを付与するにあたり、その報酬額等の額を見直すとともに、業績連動株式報酬型ストックオプションの内容について、権利行使可能期間等につきより柔軟な設計が可能となるよう、II 2. 記載のとおり変更させていただきたく、改めて本定時株主総会においてご承認をお願いするものであります。

II. 議案の内容

1. スtockオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対して、会社法第 361 条第 1 項第 3 号に規定される報酬等のうち金銭でないものとして、以下の内容のとおり、業績連動株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てること及びこれに関する当社取締役の報酬等の額を従前の取締役報酬額とは別枠で年額 100 百万円以内とすることをお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は 21 名となります。

2. ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）に在任する当社の取締役（以下「対象者」という。）に割り当てる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 32,000 株（新株予約権 1 個あたりの目的となる普通株式 100 株）を、各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

（調整後生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。）

また、上記のほか、割当日後に、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

(3) 発行する新株予約権の数

320 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の総数の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額を 1 円とし、これに付与される株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 6 年以内で当社取締役会の決議により定める。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

①対象者は、当社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合は、この限りではない。

②対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

③新株予約権の相続は認めない。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) その他、新株予約権の発行に関する詳細については、当社取締役会の決議により定める。

(注) 上記の内容については、本定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上